

島根県建設工事 総合評価方式運用手引き（R5版）の主な改正点（お知らせ）

R5. 8. 1

技術管理課

令和5年8月1日以降に入札公告する工事から一部改正する島根県建設工事 総合評価方式 運用手引きについて、主な改正点をお知らせします。

なお、詳細は運用手引きや各工事の入札公告・入札説明書でご確認ください。

1. 評価内容等の見直し

「継続学習(CPDS)の取組み」のユニット数の見直し

継続学習(CPDS)の取組みに対する評価について、過去5年間^{*}で取得したユニット数の基準を以下のとおり見直す。

※現在は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して6年間としている。

100ユニット以上:満点

30ユニット以上100ユニット未満:満点の1/2

30ユニット未満:0点

2. 施工体制確認型の試行継続

ダンピング受注対策として平成21年度から予定価格 1億円以上の工事を対象としている施工体制確認型の試行を継続する。

3. 特別簡易型(地域維持型)の試行継続

施工不良防止、地域維持を担う企業・人材確保を目的とした、現在試行中の特別簡易型(地域維持型)適用範囲を以下のとおり見直し、その効果の検証のため令和5年度も試行を継続する。

【試行方針(変更なし)】

- ①対象工事:土木一式工事(一般土木工事及び維持修繕工事)
- ②適用区分:技術的難易度 Iに相当する工事
- ③実施方針:全県において下記のとおり実施する。

【適用範囲の変更】

- 4,000万円以上1億円未満で技術的難易度 I に相当する工事のうち、試行対象とする工事
- 1,000万円以上4,000万円未満の社会的要請の高い工事で技術的難易度 I に相当する工事のうち、試行対象とする工事

上記内容により島根県建設工事総合評価方式運用手引き掲載のフロー図を別紙のとおり修正する。

(参考)

建設工事 総合評価方式 型式選定フロー図
 【土木一式工事（一般土木工事・維持修繕工事）の場合】

